

●香川県告示第138号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和5年5月19日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 令和5年5月8日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字横田丙1962番11の一部、丙1959番の一部、丙1960番の一部、
丙1961番の一部及び同地先農道、水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.01メートル
延長 47.72メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。